

2025年10月2日

手形・小切手をご利用のお客さまへ

株式会社福島銀行

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

福島銀行では、政府・産業界・金融界の方針に沿って「2026年度末まで手形・小切手全面的な電子化」を踏まえ、下記のとおり取扱いを追加させていただくこととしましたのでお知らせします。

今後ともお客さまにご満足いただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。

記

1. 実施内容

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

・最終振出期限 2026年9月30日(水)

上記のとおり、手形・小切手の最終振出期限を設定します。

最終振出期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができませんので、あらかじめご注意をお願いします。

(2) 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

・受付終了日 2026年9月30日(水)

上記受付終了日をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

2. これまでの取組内容

取組事項	実施日
①当座預金の新規開設停止	2024年9月2日(月)
②2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付停止	2025年3月3日(月)
③払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始	
④手形・小切手の発行停止(予定)	2026年4月1日(水)

3. 代替サービスのご案内

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等事務負担の軽減や印紙代などのコストの削減など、様々なメリットがあります。

お客さまにおかれましても、電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討ください。

お問い合わせは、取引店までお願いします。

以上